

◎ 監理ポスト割当て

(株セタ株式について、下記のとおり、監理ポストに割り当てることとしましたので、御通知します。

記

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 銘 柄 | (株セタ 株式 (コード・4670)) |
| (2) 監 理 ポ ス ト 割 当 期 間 | 平成19年10月2日から当取引所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで。 |
| (3) 監 理 ポ ス ト 割 当 理 由 | ①監理ポスト及び整理ポストに関する規則第3条第1号aの(k)(上場株券が株券上場廃止基準第2条第1項第10号a前段(「虚偽記載」)に該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合)に該当するため。 ②監理ポスト及び整理ポストに関する規則第3条第1号aの(p)(上場株券が株券上場廃止基準第2条第1項第19号に規定する「公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合」に該当するおそれがあると当取引所が認める場合)に該当するため。 |

(注) 同社は、本日、平成19年3月期において、売上高に関する不適切な会計処理が判明し、過年度分の有価証券報告書を訂正する予定である旨の開示を行った。

当取引所としては、本日の同社の開示内容から、今後提出される有価証券報告書の訂正報告書の訂正内容が重要と認められる相当の事由があると判断し、今後の推移及び同社が訂正報告書を提出した後の審査の結果いかんによっては株券上場廃止基準に該当することとなるため、そのおそれがある銘柄として監理ポストに割り当て、投資者の注意を喚起するものである。